

深谷市手数料条例改正 2025.4.1施行
 ■建築物エネルギー消費性能向上計画認定

※深谷市は限定行政庁のため、以下の物件が対象です。
 木造：2階建て以下かつ延べ面積300㎡以下（法6条1項1号に該当する特殊建築物を除く）
 非木造：平屋かつ延べ面積200㎡以下

手数料				
区分		床面積の合計	当初	変更
			金額（円）	金額（円）
適合証または住宅性能 評価書の添付有	一戸建ての住宅		5,000	2,500
	住宅用途を含む建築物の 住宅部分	～ 300㎡以内	11,000	5,500
	非住宅用途を含む建築物の非 住宅部分	～ 300㎡以内	11,000	5,500
標準計算法によるもの	一戸建ての住宅	～ 200㎡未満	40,000	20,000
		200㎡以上 ～ 300㎡以下	44,000	22,000
	住宅用途を含む建築物の 住宅部分	～ 300㎡以内	80,000	40,000
誘導仕様基準によるもの	一戸建ての住宅	～ 200㎡未満	20,000	10,000
		200㎡以上 ～ 300㎡以下	22,000	11,000
	住宅用途を含む建築物の 住宅部分	～ 300㎡以内	38,000	19,000
誘導仕様基準・計算併用法 によるもの	一戸建ての住宅	～ 200㎡未満	29,000	14,500
		200㎡以上 ～ 300㎡以下	33,000	16,500
	住宅用途を含む建築物の 住宅部分	～ 300㎡以内	59,000	29,500
標準入力法によるもの	非住宅用途を含む建築物の非 住宅部分	～ 300㎡以内	267,000	133,500
モデル建物法によるもの	非住宅用途を含む建築物の非 住宅部分	～ 300㎡以内	102,000	51,000